

大和市教育委員会 8 月定例会

日 時 平成 29 年 8 月 18 日
午前 10 時 00 分
場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 36 号) 大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
について

日程第 2 (議案第 37 号) 大和市立図書館条例の一部を改正する条例について

日程第 3 (議案第 38 号) 大和市個人情報保護条例第 13 条に定める目的外の提供
及び本人通知の省略について

日程第 4 (議案第 39 号) 大和市個人情報保護条例第 8 条に定める本人以外からの
収集及び本人通知の省略について

日程第 5 (議案第 40 号) 平成 29 年度教育費補正予算案について

日程第 6 (議案第 41 号) 平成 28 年度大和市教育費決算について

日程第 7 (議案第 42 号) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 36 号

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、大和市社会教育委員会議より答申を受けたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年8月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について
(申出)

このことについて、別添のとおり市議会へ提出くださるよう、申し出します。



平成29年 7月10日

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫 殿

大和市社会教育委員会議
議長 濱田 嘉昭



大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について (答申)
(対平成29年6月29日諮問)

このことについては、次のとおり答申します。

記

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について適当と認めます。

以上

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例（案）

第1条 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第6条第2項中「指定管理者」を「生涯学習センター（大和市林間学習センターを除く。）の指定管理者」に、「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」を「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」に、「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

第7条第1項第1号中「第3条第3号から第5号まで」を「第3条各号」に改め、同条第2項中「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

第8条第3項中「大和市生涯学習センター」を「前2項の規定にかかわらず、大和市生涯学習センター」に改める。

第2条 大和市生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

本則（第4条第1項及び第8条第2項を除く。）中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

第4条第1項中「又は大和市生涯学習センター市民交流ラウンジの利用」を「若しくは大和市生涯学習センター市民交流ラウンジの利用又は大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターアリーナの個人利用」に改める。

第6条第2項中「（大和市林間学習センターを除く。）」を削る。

第8条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「及び供用時間」を「、供用時間及び入出場可能時間」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの施設のうち、駐輪場に自転車を入場させ、又は出場させることができる時間（以下「入出場可能時間」という。）は、午前8時15分から午後9時45分までとする。

第13条第2項中「別表第3」の次に「及び別表第4」を加える。

別表第1中「大和市林間学習センター」を「大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」に、「大和市林間二丁目6番18号」を「大和市中心林間一丁目3番1号」に改める。

別表第2中「生涯学習センター（大和市生涯学習センター及び大和市渋谷学習センターを除く。）」を「大和市つきみ野学習センター及び大和市桜丘学習センター」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第4（第13条関係）

1 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター会議室等利用料金の上限額

室名等		金額
会議室1		2時間につき 1,000円
会議室2		同 1,600円
会議室3		同 1,300円
会議室4		同 900円
会議室5		同 1,000円
多目的室	会議室6	同 1,500円
	会議室7	同 1,900円
	会議室8	同 1,500円
アリーナ	全面	同 3,600円
	1/2	同 1,800円
	個人利用	午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後6時まで及び午後6時から午後9時までの区分ごとに 大人 250円 小人 100円 未就学者 無料

備考

- 1 利用(アリーナの個人利用を除く。)の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 3 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者をいう。

2 附属設備及び備品利用料金の上限額

種別	単位	金額
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	1回につき 500円

備考 この表において「1回」とは、貸出しを受けた当日において、連続して利用する場合をいう。

3 駐輪場利用料金の上限額

金額	1日1回の上限
360分までごとに100円	200円

備考

- 1 入出場可能時間内に駐輪場から自転車を出場させていないため1回の駐車時間が2日以上にわたるときの駐輪場の利用料金は、次に掲げる額を合計した額とする。
 - (1) 入出場可能時間内の駐輪場の利用料金を1日ごとに算定した額
 - (2) 入出場可能時間を超過するごとに200円
- 2 第13条第1項の規定にかかわらず、駐輪場の利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の後に直ちに精算し、支払わなければならない。

第3条 大和市生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項中「のうち、大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を削り、同条を第4条とする。

第7条第1項中「大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を「生涯学習センター」に改め、同条を第5条とする。

第8条第4項中「、大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターにおいては」を削り、同条第5項を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第7条 生涯学習センター（大和市渋谷学習センターを除く。）の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 大和市渋谷学習センターの休館日は、毎月最終月曜日（休日に当たるときは、その前の月曜日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

(利用者資格等に関する登録)

第8条 生涯学習センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の利用者資格等に関する登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。ただし、公開の室等若しくは大和市生涯学習センター市民交流ラウンジの利用又は大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターアリーナの個人利用については、この限りでない。

2 指定管理者は、登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしないことができる。

(1) 集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある者

(2) その他指定管理者が管理上その登録を不適切と認めた者

3 指定管理者は、前項各号の規定により登録をしないときは、その理由を付して、直ちに、その旨を通知するものとする。

第9条を次のように改める。

(登録の取消し)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定により登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

第10条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「(大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターを除く。次条において同じ。)を使用し」を「を利用し」に、「使用者」を「利用者」に、「第4条」を「第8条」に、「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第11条の見出し中「使用」を「利用」に、「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同項第4号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第2項中「使用承認」を「利用承認」に、「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第12条を削る。

第13条第1項中「第6項の規定により準用される第10条の規定により大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は」を「利用者は、利用する室等の区分に従い」に改め、同条第2項中「別表第3及び別表第4」を「別表第2から別表第6まで」に改め、同条第4項中「指定管理者は、前条第1項ただし書の規定に準じて」を「社会教育関係団体が本来の目的をもって利用する場合その他指定管理者が特に必要と認めたときは」に改め、同条第6項を削り、同条を第12条とする。

第14条中「教育委員会(大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターにあっては指定管理者。以下この条及び第16条において同じ。)は、使用者」を「指定管理者は」に、「使用者等」を「利用者等」に改め、同条第6号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第15条の見出し中「目的外使用」を「目的外利用」に改め、同条中「使用者又は」及び「使用し、若しくは」を削り、同条を第14条とする。

第16条第1項中「使用者等」を「利用者等」に、「使用等を終った」を「利用を終えた」に改め、同条第2項中「使用者等」を「利用者等」に、「教育委員会」を「指定

管理者」に、「代って」を「代わって」に改め、同条第3項中「(第13条第6項において準用する場合を含む。)」を削り、「第14条」を「第13条」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「使用者等」を「利用者等」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

1 大和市生涯学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
講習室	2時間につき 2,500円
大会議室	同 1,600円
中会議室	同 1,000円
小会議室	同 800円
スタジオ（大）	同 1,500円
スタジオ（中）	同 600円
スタジオ（小）	同 300円
和室	同 1,000円
美術・工芸室	同 2,200円
調理実習室	同 1,600円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体（財産上の利益を図ることを目的として組織された団体をいう。以下同じ。）の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

2 大和市生涯学習センター市民交流ラウンジ利用料金の上限額

場所名	金額
市民交流ラウンジ	1人1回2時間につき 100円

備考 市民交流ラウンジは、事前の予約を要しないものとし、当日に利用の承認を受けてから2時間の利用時間とする。

別表第3（第12条関係）

大和市つきみ野学習センター及び大和市桜丘学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
会議室	2時間につき 600円
講習室	同 800円
集会室	同 1,200円
和室	同 600円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

別表第4中「第13条」を「第12条」に改め、同表2 附属設備及び備品利用料金の上限額の表を削り、同表3 駐輪場利用料金の上限額の表備考第2項中「第13条第1項」を「第12条第1項」に改め、同表を別表第4、2 駐輪場利用料金の上限額の表とし、別表第4の次に次の2表を加える。

別表第5（第12条関係）

1 大和市渋谷学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
302スタジオ	2時間につき 900円
303スタジオ	同 1,200円
304講習室	同 1,200円
305講習室	同 1,200円
306和室	同 900円
307会議室	同 900円
308会議室	同 900円
309講習室	同 1,200円
310講習室	同 1,200円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

2 大和市渋谷学習センター多目的ホールの利用料金の上限額

使用日	金額
平日	2時間につき 4,500円
日曜日、土曜日及び休日	同 6,000円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を3,000円以上徴収する場合の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。ただし、当該団体が入場料等を3,000円以上徴収する場合は、通常支払うべき利用料金に4を乗じて得た額とする。
- 4 利用料金には、多目的ホールに付随する楽屋の分を含む。

別表第6（第1.2条関係）

附属設備及び備品利用料金の上限額

種別	単位	金額
団体用倉庫等	1区画	1月につき 1,000円
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	1回につき 500円

備考 この表において「1回」とは、貸出しを受けた当日において、連続して利用する場合をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第1条及び附則第4項から第8項までの規定は平成29年10月1日から、第2条の規定は平成30年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の大和市生涯学習センター条例(以下この項において「新条例」という。)第13条第6項の規定により読み替えて適用される新条例第10条の規定による大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターに係る利用の承認、新条例別表第4の規定に基づく利用料金の徴収その他新条例を施行するために必要な準備行為は、市長及び教育委員会がそれぞれの権限において第2条の規定の施行前に行うことができる。
- 3 第3条の規定による改正後の大和市生涯学習センター条例(以下この項において「新条例」という。)第10条の規定による大和市つきみ野学習センター、大和市桜丘学習センター及び大和市渋谷学習センターに係る利用の承認、新条例別表第3、別表第5及び別表第6の規定に基づく利用料金の徴収その他新条例を施行するために必要な準備行為は、市長及び教育委員会がそれぞれの権限において第3条の規定の施行前に行うことができる。

(大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例の一部改正)

- 4 大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例(平成26年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例

本則(第1条及び第2条を除く。)中「文化創造拠点」を「文化創造拠点等」に改める。

第1条中「文化創造拠点」という。)の次に「及びその関連施設」を加え、「文化創造拠点を」を「文化創造拠点等を」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 2 文化創造拠点等は、文化創造拠点に大和市生涯学習センター条例に基づく次に掲げる公の施設を加えたものをもって構成する。

- (1) 大和市つきみ野学習センター
- (2) 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター
- (3) 大和市桜丘学習センター
- (4) 大和市渋谷学習センター

第19条第1項中「大和市文化創造拠点運営審議会」を「大和市文化創造拠点等運営審議会」に改める。

附則に次の2項を加える。

(経過措置)

- 3 第9条から第18条までの規定は、第2条第2項(第2号を除く。)に掲げる施設については平成31年3月31日まで、同項第2号に掲げる施設については平成30年7月31日までの間は適用しない。
- 4 第3条の規定にかかわらず、教育委員会は、第2条第2項に掲げる施設について、最初に指定管理者の指定の手続等を行うときは、その施設ごとにこれを行うことができる。

(大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 附則第4項の規定の施行の際、現に同項の規定による改正前の大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例第19条の規定に基づく審議会の委員(以下この項において「旧審議会の委員」という。)である者は、改正後の大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例第19条に基づく審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧審議会の委員として委嘱された日から起算する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第56号及び別表第56号中「文化創造拠点運営審議会」を「文化創造拠点等運営審議会」に改める。

(やまと芸術文化ホール条例の一部改正)

- 7 やまと芸術文化ホール条例(平成26年大和市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」を「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」に、「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

第5条第2項中「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

(大和市屋内こども広場条例の一部改正)

8 大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」を「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」に、「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に、「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に改める。

第4条第2項及び第5条第2項中「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

別表備考第5項中「文化創造拠点条例第2条第1号」を「文化創造拠点等条例第2条第2項第1号」に改める。

議案第 37 号

大和市立図書館条例の一部を改正する条例について

大和市立図書館条例の一部を改正する条例について、大和市社会教育委員会議より答申を受けたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年8月 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育局
教育長 柿 本 隆 夫

大和市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について（申出）

このことについて、別添のとおり市議会へ提出くださるよう、申し出します。



平成29年 7月10日

大和市教育委員会
、 教育長 柿本 隆夫 殿

大和市社会教育委員会議
議長 濱田 嘉昭



大和市立図書館条例の一部を改正する条例について（答申）
（対平成29年6月29日諮問）

このことについては、次のとおり答申します。

記

大和市立図書館条例の一部を改正する条例について適当と認めます。

以上

大和市立図書館条例の一部を改正する条例（案）

第1条 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」を「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」に、「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

第6条第2項中「文化創造拠点条例」を「文化創造拠点等条例」に改める。

第2条 大和市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第3条中「次」を「別表第1」に改め、同条各号を削る。

第5条第1項中「図書館」を「大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

（開館時間）

第7条 図書館の開館時間は、別表第2のとおりとする。

（休館日）

第8条 図書館（大和市立渋谷図書館を除く。）の休館日は、1月1日及び12月31日とする。

2 大和市立渋谷図書館の休館日は、毎月最終月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前の月曜日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館の休館日を臨時に変更することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、大和市立渋谷図書館の休館日を臨時に変更することができる。

第9条中「指定管理者」の次に「（大和市立渋谷図書館にあっては、教育委員会）」を加える。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
大和市立図書館	大和市大和南一丁目8番1号
大和市立中央林間図書館	大和市中央林間四丁目12番1号
大和市立渋谷図書館	大和市福田2021番地2

別表第2（第7条関係）

名称	開館時間	備考
大和市立図書館	午前9時から午後9時まで。 ただし、日曜日及び休日は、 午前9時から午後8時まで	3階部分の供用時間は、午前9時から午後7時まで
大和市立中央林間図書館	午前10時から午後9時まで	
大和市立渋谷図書館	午前9時から午後9時30分 まで	

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館においては、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。
- 2 この表の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、大和市立渋谷図書館の開館時間を変更することができる。

第3条 大和市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館」を「図書館」に改める。

第8条第3項中「第1項」を「前2項」に改め、「大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館の」を削り、同条第4項を削る。

第9条中「(大和市立渋谷図書館にあっては、教育委員会)」を削る。

別表第2備考を次のように改める。

備考 この表の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成29年10月1日から、第3条の規定は平成31年4月1日から施行する。

(大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例(平成29年大和市条例第 号)の一部を次のように改正する。

附則第4項のうち大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例第2条に1項を加える改正規定を次のように改める。

第2条に次の1項を加える。

- 2 文化創造拠点等は、文化創造拠点に次の各号に定める公の施設を加えたものをもって構成する。

(1) 大和市立図書館条例に基づく次に掲げる施設

ア 大和市立中央林間図書館

イ 大和市立渋谷図書館

(2) 大和市生涯学習センター条例に基づく次に掲げる施設

ア 大和市つきみ野学習センター

イ 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター

ウ 大和市桜丘学習センター

エ 大和市渋谷学習センター

附則第4項のうち大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例附則に2項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の2項を加える。

(経過措置)

- 3 第9条から第18条までの規定は、第2条第2項(第1号ア及び第2号イを除く。)に掲げる施設については平成31年3月31日まで、同項第1号アに掲げる施設については平成30年3月31日まで、同項第2号イに掲げる施設については同年7月31日までの間は適用しない。
- 4 第3条の規定にかかわらず、教育委員会は、第2条第2項に掲げる施設について、最初に指定管理者の指定の手続等を行うときは、その施設ごとにこれを行うことができる。

議案第 38 号

大和市個人情報保護条例第 13 条に定める目的外の提供及び
本人通知の省略について

学校健診情報のデータベース化事業の実施にあたり、大和市個人情報保護審査
会より答申を受けたので、個人情報の目的外の提供及び本人通知の省略について、
審議願いたく提案する。

平成 29 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年7月13日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫 殿

大和市個人情報保護審査会
会長 久保 博 連



大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の提供及び本人通知の
省略について (答申)

このことについて、平成29年7月4日付けで諮問のありました大和市個人情報保護
条例第13条に定める目的外の提供及び本人通知の省略に関する諮問事案（学校健診情
報のデータベース化事業（学校健診情報の提供））については、その内容を適当なものと
認めます。

大和市個人情報保護条例第13条第2項第5号の規定による目的外の提供及び
同条第3項の規定による本人通知の省略に関する諮問事案

		区 分	個 別
事務担当課	教育委員会 教育部 保健給食課		
事務の名称	学校健診情報のデータベース化事業 (学校健診情報の提供)		
事務の根拠法令等	なし		
事務の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・学校健診情報をデータベース化した上で解析し、その結果について利活用を図るもの。 ・解析により導き出された個々の健診結果に係る傾向などの情報を生徒へレポートとして還元することで、健康増進や将来にわたる生活習慣病の予防などに寄与することを目的とする。 ・解析により導き出された学校ごとの集計情報を市が有効に活用することで、学校における健康に関する教育や教育委員会の保健事業、学校給食事業の充実に資することを目的とする。 ・学校健診情報を提供することで、各学術機関等が行う予防医学や健康政策に協力するもの。 		
対象となる個人の類型	大和市立小中学校に在籍する生徒 ※平成29年度はパイロット校1校を対象に当該校の中学3年生		
目的外に利用又は提供する個人情報の項目名	氏名、性別、生年月日、学校の名称、学年、身長、体重、視力、眼の疾病及び異常、聴力、耳鼻咽喉頭疾患、栄養状態、脊柱・胸郭・四肢、皮膚疾患、心臓（臨床医学検査：心電図等、疾病及び異常）、結核（疾病及び異常、指導区分）、尿（蛋白、糖、潜血）、歯列・咬合、顎関節、歯垢の状態、歯肉の状態、歯式、歯の状態、その他の児童生徒健康診断票に記載された個人情報（別紙のとおり）		
利用又は提供の相手方	【提供元】 ・大和市立小中学校 【提供の相手先】 ・一般社団法人 健康・医療・教育情報評価推進機構（HCEI） ・株式会社 学校健診情報センター（SHR） ・国立大学法人京都大学その他の学術機関等（利用目的を学術研究のみに限定した上で市が許可した場合に限る）		
理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）	児童生徒健康診断票は学校で保管しているものであり、学校から提供することが不可欠である。また、健診情報の解析はHCEI等にて詳細に行われるものであり、市が独自に行うことが出来ない作業であることから、健診情報をHCEI等に提供することが有用である。		
条例第13条第3項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない しない理由 本事業は毎年度実施前に、学校を通して対象となる保護者宛に事業実施の案内をし、周知を図る。なお、事業の対象としてデータベース化されることについて拒否をされた児童生徒については、実施対象に含めない。		

議案第 39 号

大和市個人情報保護条例第 8 条に定める本人以外からの収集及び
本人通知の省略について

学校健診情報のデータベース化事業の実施にあたり、大和市個人情報保護審査
会より答申を受けたので、個人情報の本人以外からの収集及び本人通知の省略に
ついて、審議願いたく提案する。

平成 29 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年7月13日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫 殿

大和市個人情報保護審査会

会長 久保 博 道



大和市個人情報保護条例第8条に定める本人以外からの収集及び本人通知の省略について (答申)

このことについて、平成29年7月4日付けで諮問のありました大和市個人情報保護条例第8条に定める本人以外からの収集及び本人通知の省略に関する諮問事案(学校健診情報のデータベース化事業(「健康診断シート」の収集))についてはその内容を適当なものと認めます。

大和市個人情報保護条例第8条第3項第5号の規定による本人以外からの収集及び
同条第5項の規定による本人通知の省略に関する諮問事案

		区 分	個 別
事 務 担 当 課	教育委員会 教育部 保健給食課		
事 務 の 名 称	学校健診情報のデータベース化事業 （「健康診断シート」の収集）		
事務の根拠法令等	なし		
事務の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・学校健診情報をデータベース化した上で解析し、その結果について利活用を図るもの。 ・解析により導き出された個々の健診結果に係る傾向などの情報を生徒へレポートとして還元することで、健康増進や将来にわたる生活習慣病の予防などに寄与することを目的とする。 ・解析により導き出された学校ごとの集計情報を市が有効に活用することで、学校における健康に関する教育や教育委員会の保健事業、学校給食事業の充実に資することを目的とする。 ・学校健診情報を提供することで、各学術機関等が行う予防医学や健康政策に協力するもの。 		
対象となる個人の類型	大和市立小中学校に在籍する生徒 ※平成29年度はパイロット校1校を対象に当該校の中学3年生		
本人以外から収集する個人情報の項目名	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断シートに記載された個人情報のうち児童生徒健康診断票に記載されている個人情報を除いたもの（BMI、その他注意事項等）（別紙のとおり） 		
本人以外から収集する場合の収集先	一般社団法人 健康・医療・教育情報評価推進機構（HCEI） 株式会社 学校健診情報センター（SHR）		
理 由（本人以外から収集する必要性等）	<p>事業の目的を達成するためには、児童生徒へ還元する解析結果のレポートをHCEI及びSHRから入手する必要があるため、学校側が一旦収集し、個人情報の内容が間違いなく当該児童生徒のものであるかどうか、確認する必要があるため。</p>		
条例第8条第5項の規定による本人通知	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない しない理由 〔 本事業は毎年度実施前に、学校を通して対象となる保護者宛に事業実施の案内をし、周知を図る。なお、事業の対象としてデータベース化されることについて拒否をされた児童生徒については、実施対象に含めない。 〕		

議案第 40 号

平成 29 年度大和市教育局補正予算案について

平成 29 年度大和市教育局補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出に関し、審議願いたく提案する。

平成 29 年 8 月 18 日提出

大和市教育局委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成29年度 教育費8月補正歳出予算(案)

(1)歳出予算補正

(単位:千円)

款項目(事業名)	当初予算額	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備考
10-2 小学校費	2,185,122	2,185,122	28,993	2,214,115	
2 教育振興費	362,545	362,545	28,993	391,538	
02 小学校学用品等就学援助事業	198,595	198,595	28,993	227,588	①小学校入学予定児童の保護者のうち、就学援助認定者へ支給する「新入学児童生徒学用品費」について、保護者の負担軽減を図り、入学後の8月から入学前の3月に変更して支給するため、増額補正します。 ②国が「新入学児童生徒学用品費」の単価の見直しを行ったことなどにより、支出見込額が予算額を上回るため増額補正します。
10-3 中学校費	666,946	666,946	9,947	676,893	
2 教育振興費	257,054	257,054	9,947	267,001	
02 中学校用品等就学援助事業	138,040	138,040	9,947	147,987	国が「新入学児童生徒学用品費」の単価の見直しを行ったことなどにより、支出見込額が予算額を上回るため、増額補正します。

議案第 41 号

平成 28 年度大和市教育費決算について

平成 28 年度大和市教育費決算の報告にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成28年度
教育費決算書

大和市教育委員会

平成28年度 教育費決算書

歳入

H28年度 歳入決算総括表(教育委員会)

【単位:円】

科 目	最終予算額 (予算現額)	収入受入決定額 (調定額)	収入した額 (収入済額)	収入できなかった額 (収入未済額)
14-1-6 教育使用料	42,573,000	43,211,972	43,211,972	0
1 小学校使用料	12,137,000	13,198,649	13,198,649	0
2 中学校使用料	9,003,000	8,858,799	8,858,799	0
3 社会教育使用料	20,649,000	20,524,119	20,524,119	0
4 保健体育使用料	784,000	630,405	630,405	0
15-2-7 教育費国庫補助金	1,139,187,000	1,204,548,234	770,891,275	433,656,959
1 小学校費補助金	81,001,000	72,388,742	72,388,742	0
2 中学校費補助金	269,683,000	249,737,492	61,392,533	188,344,959
3 社会教育費補助金	123,311,000	122,884,000	122,884,000	0
4 学校施設環境改善交付金	276,319,000	370,665,000	125,353,000	245,312,000
5 社会資本整備総合交付金	146,873,000	146,873,000	146,873,000	0
6 保健体育費補助金	242,000,000	242,000,000	242,000,000	0
15-2-8 特定防衛施設周辺整備調整交付金	59,500,000	59,500,000	59,500,000	0
1 特定防衛施設周辺整備調整交付金	59,500,000	59,500,000	59,500,000	0
16-2-8 教育費県補助金	22,137,000	21,868,000	21,868,000	0
1 社会教育費補助金	20,937,000	19,238,000	19,238,000	0
2 市町村事業推進交付金	1,200,000	1,105,000	1,105,000	0
3 小学校費補助金	0	918,000	918,000	0
4 中学校費補助金	0	607,000	607,000	0
17-1-1 財産貸付収入	6,574,000	5,211,330	5,211,330	0
1 土地建物貸付収入	6,574,000	5,211,330	5,211,330	0
17-1-2 利子及び配当金	241,000	245,305	245,305	0
1 利子及び配当金	241,000	245,305	245,305	0
17-2-1 物品売払収入	465,000	510,793	510,793	0
1 物品売払収入	465,000	510,793	510,793	0
18-1-4 教育費寄附金	150,000	0	0	0
1 教育総務費寄付金	150,000	0	0	0
21-1-1 延滞金	0	4,200	4,200	0
1 延滞金	0	4,200	4,200	0
21-5-1 雑入	4,170,000	4,509,538	4,155,445	354,093
1 雑入	4,170,000	4,509,538	4,155,445	354,093
22-1-6 教育債	1,629,000,000	1,038,300,000	1,038,300,000	0
1 小学校債	617,800,000	318,500,000	318,500,000	0
2 中学校債	264,700,000	77,500,000	77,500,000	0
3 社会教育債	465,900,000	370,300,000	370,300,000	0
4 保健体育債	280,600,000	272,000,000	272,000,000	0

平成28年度決算説明資料(教育委員会)

歳 入

【単位:円】

科 目	最終予算額 (予算現額)	収入受入決定額 (調定額)	収入した額 (収入済額)	収入できな かった額 (未済額)	前年度決算額	前年度 比較
		内 容				
14-1-6 教育使用料	42,573,000	43,211,972	43,211,972	0	47,746,286	△ 9.5
1 小学校使用料	12,137,000	13,198,649	13,198,649	0	12,461,808	5.9
01 学校施設使用料			31,250			
02 学校施設使用料(学校開放)			3,666,100			
・図書・学び交流課			155,450			
・スポーツ課			3,510,650			
03 土地使用料			9,501,299			
2 中学校使用料	9,003,000	8,858,799	8,858,799	0	8,880,346	△ 0.2
01 学校施設使用料			11,425			
02 学校施設使用料(学校開放)			1,976,925			
・図書・学び交流課			219,150			
・スポーツ課			1,757,775			
03 土地使用料			6,870,449			
3 社会教育使用料	20,649,000	20,524,119	20,524,119	0	25,514,321	△ 19.6
01 生涯学習センター使用料			4,611,850			
02 林間学習センター使用料			2,067,300			
03 渋谷学習センター使用料			7,904,475			
04 桜丘学習センター使用料			2,622,400			
05 つきみ野学習センター使用料			3,255,400			
06 土地使用料			59,394			
・青少年センター			7,368			
・図書・学び交流課			52,026			
07 建物使用料			3,300			
・文化振興課			3,300			
・図書・学び交流課			0			

平成28年度決算説明資料(教育委員会)

歳 入

【単位:円】

科 目	最終予算額 (予算現額)	収入受入決定額 (調定額)	収入した額 (収入済額)	収入できな かった額 (未済額)	前年度決算額	前年度 比較
		内 容				
4 保健体育使用料	784,000	630,405	630,405	0	889,811	△ 29.2
		01 土地使用料	292,297			
		・調理場	271,717			
		・スポーツ課	20,580			
		02 建物使用料(スポーツ課)	338,108			
15-2-7 教育費国庫 補助金	1,139,187,000	1,204,548,234	770,891,275	433,656,959	1,084,270,112	△ 28.9
1 小学校費補助金	81,001,000	72,388,742	72,388,742	0	241,802,528	△ 70.1
		01 小学校防音事業関連維持費補助金	12,235,000			
		02 要保護児童就学援助事業補助金	325,744			
		04 特別支援教育就学奨励事業補助金	2,540,998			
		05 理科教育設備整備費等補助金	2,648,000			
		06 小学校防音事業補助金	54,639,000			
2 中学校費補助金	269,683,000	249,737,492	61,392,533	188,344,959	13,829,584	4.4倍
		01 中学校防音事業関連維持費補助金	6,519,000			
		02 要保護生徒就学援助事業補助金	593,031			
		04 特別支援教育就学奨励事業補助金	1,545,002			
		05 理科教育設備整備費等補助金	1,599,000			
		06 中学校防音事業補助金	51,136,500			
3 社会教育費補助金	123,311,000	122,884,000	122,884,000	0	28,220,000	4.4倍
		01 新生涯学習センター施設整備事業補助金	36,538,000			
		02 桜丘学習センター改修工事業補助金	4,466,000			
		03 新図書館施設整備事業補助金	80,665,000			
		04 国宝・重要文化財保存整備事業補助金	1,215,000			

平成28年度決算説明資料(教育委員会)

歳 入

【単位:円】

科 目	最終予算額 (予算現額)	収入受入決定額 (調定額)	収入した額 (収入済額)	収入できな かった額 (未済額)	前年度決算額	前年度 比較
		内 容				
4 学校施設環境 改善交付金	276,319,000	370,665,000	125,353,000	245,312,000	40,520,000	3.1倍
		01 小学校学校施設環境改善交付金	99,395,000			
		02 中学校学校施設環境改善交付金	25,958,000			
5 社会資本整備総合 交付金	146,873,000	146,873,000	146,873,000	0	704,773,000	△ 79.2
		01 都市再生整備計画事業補助金 ・図書・学び交流課	146,873,000			
6 保健体育費補助金	242,000,000	242,000,000	242,000,000	0	55,000,000	4.4倍
		01 スポーツセンター施設大規模改修事業補助金	242,000,000			
15-2-8 特定防衛施設 周辺整備調整交付金	59,500,000	59,500,000	59,500,000	0	90,000,000	△ 33.9
1 特定防衛施設 周辺整備調整 交付金	59,500,000	59,500,000	59,500,000	0	90,000,000	△ 33.9
		09 生涯学習センター管理運営事業補助金	24,000,000			
		10 図書館管理運営事業補助金	35,500,000			
15-3-3 教育費委託金	0	150,000	150,000	0	0	皆増
1 小学校費 委託金	0	150,000	150,000	0	0	皆増
		01 小学校図書館教育推進事業委託金	150,000			
16-2-8 教育費県 補助金	22,137,000	21,868,000	21,868,000	0	17,928,000	22.0
1 社会教育費 補助金	20,937,000	19,238,000	19,238,000	0	16,753,000	14.8
		01 放課後子ども教室推進事業補助金	17,277,000			
		01 学力向上対策推進事業補助金	1,961,000			
2 市町村事業推進 交付金	1,200,000	1,105,000	1,105,000	0	1,175,000	△ 6.0
		01 青少年行政推進事業補助金	700,000			
		02 埋蔵文化財保護事業補助金	405,000			
3 小学校費補助金	0	918,000	918,000	0	0	皆増
		02 被災児童生徒等就学支援事業費補助金(東日本大震災)	873,000			
		04 被災児童生徒等就学支援事業費補助金(大規模災害)	45,000			
4 中学校費補助金	0	607,000	607,000	0	0	皆増
		02 被災児童生徒等就学支援事業費補助金	607,000			

平成28年度決算説明資料(教育委員会)

歳 入

【単位:円】

科 目	最終予算額 (予算現額)	収入受入決定額 (調定額)	収入した額 (収入済額)	収入できな かった額 (未済額)	前年度決算額	前年度 比較
		内 容				
17-1-1 財産貸付収入	6,574,000	5,211,330	5,211,330	0	6,574,699	△ 20.7
1 土地建物貸付収入	6,574,000	01 土地建物貸付収入	5,211,330	0	6,574,699	△ 20.7
		・図書・学び交流課	331,200			
		・スポーツ課	4,880,130			
17-1-2 利子及び 配当金	241,000	245,305	245,305	0	235,269	4.3
1 利子及び配当金	241,000	245,305	245,305	0	235,269	4.3
		01 積立基金利子				
			245,305			
17-2-1 物品売払 収入	465,000	510,793	510,793	0	543,456	△ 6.0
1 物品売払収入	465,000	510,793	510,793	0	543,456	△ 6.0
		01 不用物品売払収入				
			510,793			
18-1-4 教育費寄附金	150,000	0	0	0	0	皆減
1 教育総務費 寄附金	150,000	0	0	0	0	皆減
		01 奨学基金のための寄附金				
			0			
21-1-1 延滞金	0	4,200	4,200	0	0	皆増
1 延滞金	0	4,200	4,200	0	0	皆増
		4 延滞金(土地建物貸付収入)				
			4,200			
21-5-1 雑入	4,170,000	4,509,538	4,155,445	354,093	4,972,708	△ 16.4
1 雑入	4,170,000	4,509,538	4,155,445	354,093	4,972,708	△ 16.4
	予算現額	12 有価物売払収入				
(教)	585,000		58,816			
(文)	2,940,000	20 その他収入				
(こ)	645,000		4,096,629	354,093		
	調定額(その他収入)	01 電話使用料	49,550			
(教)	1,192,652	・小中学校	37,190			
(文)	2,790,080	・図書・学び交流課	12,360			
(こ)	467,990					
	収入済額	02 公衆電話取扱手数料	1,296			
(教)	838,559	・中学校	1,296			
(文)	2,790,080	03 コピー等利用料	1,595,350			
(こ)	467,990	・図書・学び交流課	1,570,860			
	未済額	・青少年センター	24,490			
(教)	354,093					
(文)		012 文化財調査報告書売払収入	74,050			
(こ)		013 市民大学受講料	238,500			
		15 給食物資請求書・納品書	73,857			

平成28年度決算説明資料(教育委員会)

歳 入

【単位:円】

科 目	最終予算額 (予算現額)	収入受入決定額 (調定額)	収入した額 (収入済額)	収入できな かった額 (未済額)	前年度決算額	前年度 比較
		内 容				
		20 光熱水費負担金	218,000			
		・文化振興課	68,000			
		・図書・学び交流課	50,000			
		・スポーツ課	100,000			
		40 有料キャンプ場使用料	443,500			
		41 保険料精算還付金	95,635			
		・図書・学び交流課	95,635			
		45 学校施設損害賠償金	230,541	(未済293,093)		
		47 返還金	495,675	(未済61,000)		
		52 スポーツ振興くじ助成金	577,000			
		55 過年度分学校施設使用料	3,675			
22-1-6 教育債	1,629,000,000	1,038,300,000	1,038,300,000	0	2,940,000,000	△ 64.7
1 小学校債	617,800,000	318,500,000	318,500,000	0	652,200,000	△ 51.2
		01 小学校大規模改修事業債	164,700,000			
		02 小学校防音設備整備事業債	153,800,000			
2 中学校債	264,700,000	77,500,000	77,500,000	0	102,000,000	△ 24.0
		01 中学校大規模改修事業債	68,900,000			
		02 中学校防音設備整備事業債	8,600,000			
3 社会教育債	465,900,000	370,300,000	370,300,000	0	1,960,000,000	△ 81.1
		01 新生涯学習センター施設整備事業債	82,800,000			
		02 学習センター施設整備事業債	2,300,000			
		03 生涯学習センター解体事業債	62,500,000			
		02 新図書館施設整備事業債	222,700,000			
4 保健体育債	280,600,000	272,000,000	272,000,000	0	225,800,000	20.5
		01 スポーツセンター施設大規模改修事業債	211,400,000			
		02 学校給食施設大規模改修事業債	60,600,000			

平成28年度 教育費決算書

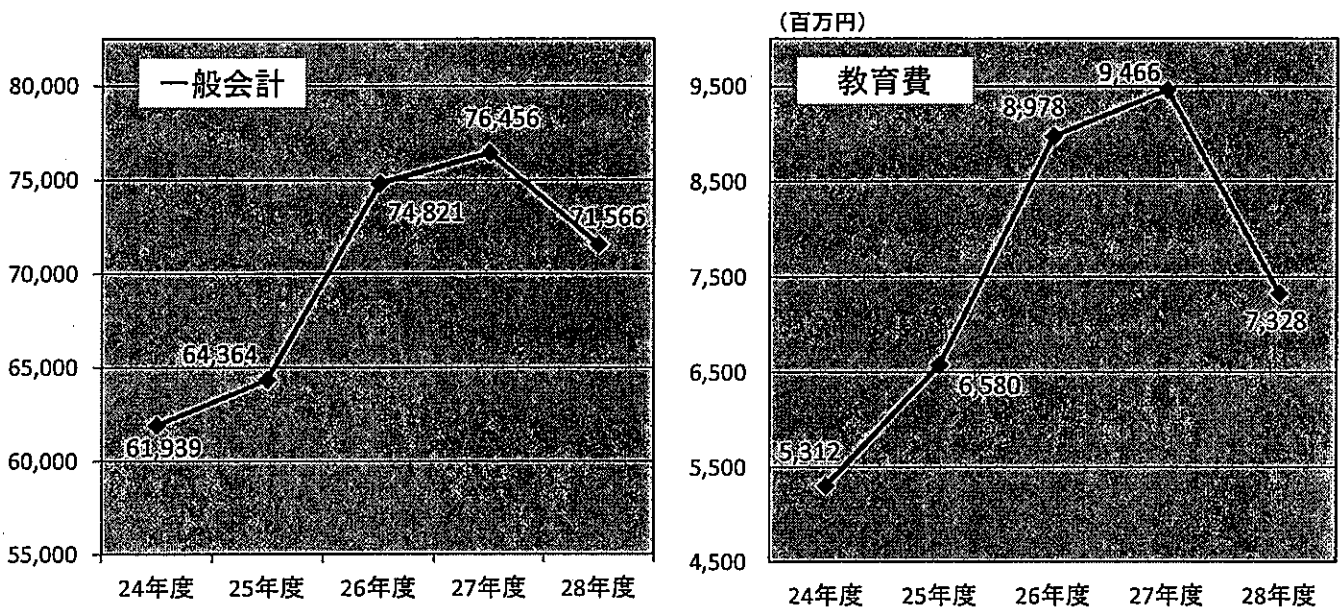
歳 出

款 項 目	大 事 業 名	最終予算額 (予算現額)	支出済額	翌年度繰越額	執行残額 (不用額)	執行率
10	教育費	8,553,283,826	7,327,642,929	※1 837,900,000	387,740,897	※2 85.7
1	教育総務費	1,284,371,741	1,256,022,935	0	28,348,806	97.8
	1 教育委員会費	7,993,000	7,564,129	0	428,871	94.6
	2 事務局費	602,105,741	590,556,863	0	11,548,878	98.1
	3 教育研究費	63,401,000	62,143,163	0	1,257,837	98.0
	4 教育指導費	544,208,000	530,393,089	0	13,814,911	97.5
	5 青少年相談費	66,664,000	65,365,691	0	1,298,309	98.1
2	小学校費	1,892,632,720	1,433,551,522	397,486,000	61,595,198	75.7
	1 学校管理費	561,374,000	522,143,238	0	39,230,762	93.0
	2 教育振興費	364,454,000	348,104,543	0	16,349,457	95.5
	3 学校建設費	966,804,720	563,303,741	397,486,000	6,014,979	58.3
3	中学校費	1,228,927,000	739,256,021	440,414,000	49,256,979	60.2
	1 学校管理費	331,952,000	300,717,131	0	31,234,869	90.6
	2 教育振興費	274,338,000	264,019,812	0	10,318,188	96.2
	3 学校建設費	622,637,000	174,519,078	440,414,000	7,703,922	28.0
4	社会教育費	2,192,429,965	2,024,695,918	0	167,734,047	92.3
	1 社会教育総務費	339,737,456	328,756,745	0	10,980,711	96.8
	2 青少年育成費	99,890,000	86,896,005	0	12,993,995	87.0
	3 公民館費	740,640,909	612,388,338	0	128,252,571	82.7
	4 図書館費	973,071,000	961,616,917	0	11,454,083	98.8
	5 文化財保護費	39,090,600	35,037,913	0	4,052,687	89.6
5	保健体育費	1,954,922,400	1,874,116,533	0	80,805,867	95.9
	1 保健体育総務費	370,500,000	353,723,516	0	16,776,484	95.5
	2 体育施設費	497,514,400	475,429,960	0	22,084,440	95.6
	3 学校給食管理費	1,086,908,000	1,044,963,057	0	41,944,943	96.1

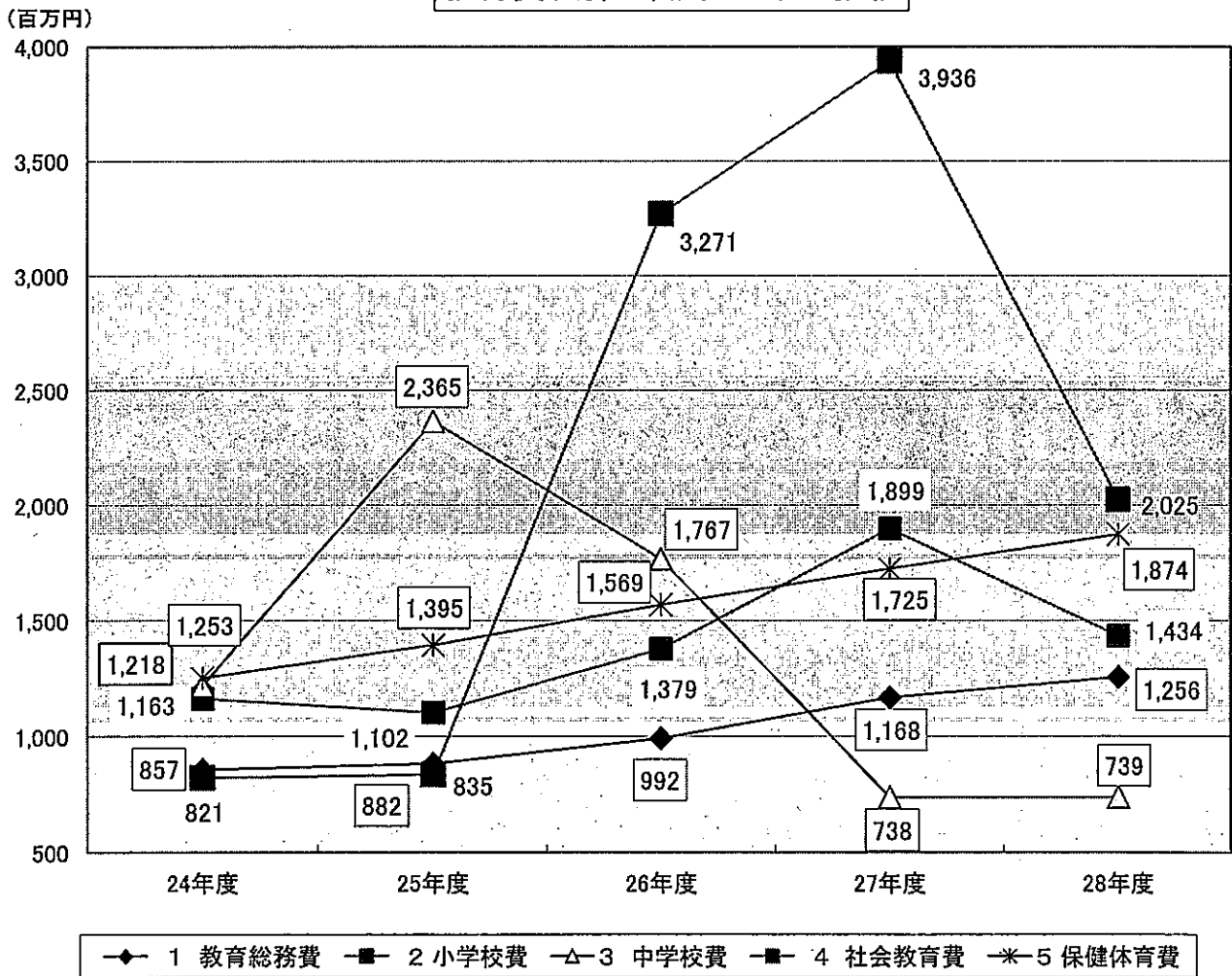
※1 翌年度繰越額については、国の交付金が平成29年度から28年度へ前倒しになったこと及び国の補助金が平成28・29年度の債務負担行為になったことに対応するため、大和市においても予算を補正し、翌年度に繰り越しをしたものです。

※2 翌年度繰越額を除いた執行率は、95.0%です。

一般会計決算・教育費決算 5カ年の推移



教育費決算 項別5カ年の推移



平成28年度の主な増減理由(対前年度)

1 教育総務費

- ①教育ネットワーク運用管理事業(△12,394千円, △24.5%)
- ②指導図書等整備事業(△22,172千円, △81.4%)
- ③英語教育推進事業(+49,359千円, +125.4%)
- ④特別支援教育推進事業(+4,918千円, +6.7%)
- ⑤教育用コンピュータ整備事業(+6,200千円, +2.7%)

2 小学校費

- ①小学校施設維持管理事業(+6,418千円, +1.8%)
- ②小学校学校備品整備事業(△5,976千円, +114.7%)
- ③小学校教材等整備事業(△19,881千円, △52.4%)
- ④小学校大規模改修事業(+247,180千円, +926.1%)
- ⑤小学校防音設備整備事業(△466,520千円, △62.2%)
- ⑥文ヶ岡小学校増築事業(△233,852千円, △97.7%)

3 中学校費

- ①中学校施設維持管理事業(+23,553千円, +12.1%)
- ②中学校学用品等就学援助事業(△7,094千円, △4.5%)
- ③中学校教材等整備事業(△6,185千円, △41.8%)
- ④中学校図書館教育推進事業(△2,362千円, △7.4%)
- ⑤中学校大規模改修事業(+21,115千円, +24.5%)
- ⑥中学校防音設備整備事業(+61,668千円, +1,138.1%)

4 社会教育費

- ①新生涯学習センター施設整備事業(△551,640千円, △73.7%)
- ②生涯学習センター管理運営事業(+145,873千円, 皆増)
- ③生涯学習センター解体事業(+65,847千円, +5,090.2%)
- ④新図書館施設整備事業(△1,744,187千円, △77.4%)
- ⑤図書館管理運営事業(+191,790千円, +452.3%)

5 保健体育費

- ①スポーツセンター施設大規模改修事業(△292,557千円, △84.0%)
- ②スポーツセンター施設大規模改修事業(繰越明許)(+420,593千円, 皆増)
- ③中部学校給食共同調理場運営事業(+9,057千円, +5.7%)
- ④南部学校給食共同調理場運営事業(△8,315千円, △4.8%)
- ⑤単独調理校運営事業(+38,731千円, +23.2%)
- ⑥学校給食施設大規模改修事業(+16,511千円, +33.9%)

※保健体育費の①～②は市長権限

教育費目的別決算額の推移

款 項 目	平成28年度 大和市決算書 掲載ページ	平成28年度	対前年度比較	
			決算額増減	増減率
10 教育 費		7,327,642,929	△2,140,094,487	△22.6
1 教育 総 務 費	174～181	1,256,022,935	87,797,970	7.5
1 教育委員会費	176	7,564,129	81,555	1.1
2 事務局 費	176	590,556,863	29,999,015	5.4
3 教育 研究 費	178	62,143,163	△11,332,760	△15.4
4 教育 指 導 費	178	530,393,089	65,884,787	14.2
5 青少年相談費	180	65,365,691	3,165,373	5.1
主な事業	2 事務局費	○奨学金給付事業 新制度99件（年額40,000円）	3,968,900	
		○学校災害補償事業	16,602,244	
		・学校災害賠償保険掛金	1,126,769	
		・日本スポーツ振興センター共済掛金	15,475,475	
		○市立小中学校創立記念行事支援事業		
		・市立小中学校創立記念行事補助金（西鶴間小：創立50周年）	200,000	
	3 教育研究費	○情報教育推進事業	8,768,804	
		・情報モラル教育支援委託	7,992,000	
		○教育ネットワーク運用管理事業	38,235,070	
		・教育ネットワークシステム保守	8,035,200	
		・教育ネットワーク機器リース	7,770,000	
		・校務支援システム保守	6,700,320	
		・校務支援システム機器リース	6,091,200	
	4 教育指導費	○指導図書等整備事業	5,071,557	
		・指導書及び指導用教材等配布		
	○英語教育推進事業	88,717,288		
	・外国語活動指導助手派遣（1,456回）	21,344,514		
	・英語指導助手派遣（630回）	12,816,000		
	・英語教育スーパーバイザー配置	3,108,000		
	・大和市英語教育推進委託	51,192,000		
	○特別支援教育推進事業	78,824,096		
	・特別支援教育ヘルパー（80名）及び スクールアシスタント（36名）配置	76,037,807		
	○いじめ・不登校等対策事業	16,749,007		
	・学級集団アセスメント（延べ7,158人）	3,149,520		
	・児童支援中核教諭の選任に伴う非常勤講師の配置（11名）	13,373,978		
	○学力向上対策推進事業	82,568,605		
	・放課後寺子屋やまと実施（小学校19校）	79,132,805		
	・中学校学習支援実施（中学校パイロット1校）	3,435,800		
	○教育用コンピュータ整備事業	239,765,430		
	・小中学校情報機器保守委託	29,808,000		
	・校内LAN機器リース料	28,885,080		
	・ICT支援業務委託（1校当たり週1日）	21,420,720		
	・普通学級用タブレット	80,040,960		
5 青少年相談費	○青少年相談・街頭補導事業	47,631,643		
	・相談員、専門街頭指導員、心理カウンセラー及び スクールソーシャルワーカー等配置	46,522,000		
	○不登校児童生徒援助事業	17,654,048		
	・まほろば教室指導員等配置	8,064,000		
	・不登校生徒支援員配置（中学校9校）	8,156,514		

平成27年度	対前年度比較	
	決算額増減	増減率
9,467,737,416	490,012,437	5.5
1,168,224,965	175,752,573	17.7
7,482,574	△256,611	△3.3
560,557,848	12,604,594	2.3
73,475,923	32,349,905	78.7
464,508,302	129,957,176	38.8
62,200,318	1,097,509	1.8
○奨学金給付事業		3,368,900
・旧制度1件（月額9,000円）		
・新制度84件（年額40,000円）		
○学校災害補償事業		16,630,924
・学校災害賠償保険掛金		1,123,219
・日本スポーツ振興センター共済掛金		15,507,705
○情報教育推進事業		6,895,212
・情報モラル教育支援委託		5,955,120
○教育ネットワーク運用管理事業		50,628,811
・教育ネットワークシステム保守（校務支援システム含む）		8,593,560
・教育ネットワーク機器リース（校務支援システム含む）		8,277,600
・校務支援システム構築		26,406,000
・校務支援システム保守		558,360
○指導図書等整備事業		27,243,461
・中学校教科書採択あり		
・指導書及び指導用教材等配布		
○英語教育推進事業		39,358,202
・外国語活動指導助手派遣（1,498回）		21,560,468
・英語指導助手派遣（618回）		12,816,000
・英語教育スーパーバイザー配置		3,108,000
○特別支援教育推進事業		73,906,030
・特別支援教育ヘルパー（80名）及び		
・スクールアシスタント（33名）配置		72,909,495
○いじめ・不登校等対策事業		13,274,726
・学級集団アセスメント（延べ4,373人）		1,924,120
・児童支援中核教諭の選任に伴う非常勤講師の配置（小学校9校）		10,968,656
○学力向上対策推進事業		58,069,145
・放課後寺子屋やまと実施（小学校19校）		58,069,145
○教育用コンピュータ整備事業		233,564,983
・小中学校情報機器保守委託		29,808,000
・パソコン等リース料		182,487,870
・ICT支援業務委託（1校当たり週1日）		20,140,704
・普通学級用タブレット		80,040,960
○青少年相談・街頭補導事業		45,226,940
・相談員、専門街頭指導員、心理カウンセラー及び		
・スクールソーシャルワーカー等配置		44,109,000
○不登校児童生徒援助事業		16,893,378
・まほろば教室指導員等配置		8,064,000
・不登校生徒支援員配置（中学校9校）		8,304,862

款 項 目	平成28年度 大和市決算書 掲載ページ	平成28年度	対前年度比較		
			決算額増減	増減率	
2 小 学 校 費	180~183	1,433,551,522	△465,535,274	△24.5	
1 学校管理費	180	522,143,238	6,141,650	1.2	
2 教育振興費	182	348,104,543	△18,485,275	△5.0	
3 学校建設費	182	563,303,741	△453,191,649	△44.6	
主な事業	1 学校管理費	○小学校施設維持管理事業		371,339,312	
		・小学校光熱水費、燃料費		156,461,454	
		・施設修繕費		87,808,986	
		・施設管理、業務等委託料		81,840,730	
		○小学校管理事務(学校配当)		14,131,796	
		・消耗品費		9,459,405	
		・物品修繕費等(簡易な施設修繕含む)		1,577,453	
		○児童健康管理事業		33,760,365	
		・学校医等報酬		23,054,220	
		・尿検査等委託料		8,428,924	
		2 教育振興費	○児童教育活動事業(学校配当)		64,060,314
			・消耗品費		59,163,501
・コピー使用料			2,339,996		
・印刷製本費			1,294,990		
○小学校学用品等就学援助事業			198,499,648		
・受給者数 2,801人(24.11%) 給食費、学用品費、修学旅行費等					
○小学校教材等整備事業			18,093,567		
・理科/算数教材、オルガン等備品購入			11,276,511		
○小学校図書館教育推進事業			43,433,577		
・蔵書数 219,135冊			19,076,896		
・学校図書館司書 各校1名配置			20,495,898		
・学校図書館スーパーバイザー配置			1,712,000		
・新聞、新聞掛(補正分)		865,008			
3 学校建設費	○小学校大規模改修事業		273,868,696		
	※現年度分				
	・防球ネット設置工事(大野原小)		8,528,760		
	・プール受水槽改修工事(大野原小)		14,342,400		
	・プール塗装改修工事(桜丘小)		14,283,000		
	・トイレ改修工事(福田小・大和東小・下福田小・文ヶ岡小)		198,304,200		
	○小学校防音設備整備事業		235,626,205		
	※現年度分				
	・復旧防音及び大規模改修工事に伴う付帯工事(渋谷小)		5,111,532		
	・仮設校舎賃借料(渋谷小)		49,000,000		
	・(事故線越)復旧防音及び大規模改修工事(桜丘小)		48,204,720		
	・(継続費)復旧防音及び大規模改修工事 監理業務委託(渋谷小)		2,136,000		
・(継続費)復旧防音及び大規模改修工事(渋谷小)		171,252,000			
○文ヶ岡小学校増築事業		5,604,120			
・校庭整備工事		5,604,120			

平成27年度	対前年度比較	
	決算額増減	増減率
1,899,086,796	520,415,778	37.7
516,001,588	△7,661,436	△1.5
366,589,818	3,487,353	1.0
1,016,495,390	524,589,861	106.6
○小学校施設維持管理事業		364,921,200
・小学校光熱水費、燃料費		161,474,284
・施設修繕費		85,361,730
・施設管理、業務等委託料		73,563,181
○小学校管理事務(学校配当)		13,913,949
・消耗品費		9,414,308
・物品修繕費等(簡易な施設修繕含む)		2,467,303
○児童健康管理事業		34,268,536
・学校医等報酬		23,038,802
・ぎょう虫検査等委託料		9,624,816
○児童教育活動事業(学校配当)		63,775,504
・消耗品費		57,741,495
・コピー使用料		2,240,063
・印刷製本費		2,725,001
○小学校学用品等就学援助事業		196,248,898
・受給者数 2,939人(25.28%) 給食費、学用品費、修学旅行費等		
○小学校教材等整備事業		37,974,377
・理科/算数教材、オルガン等備品購入		14,634,539
・学校創造校長裁量費 (需用費・工事請負費・備品購入費計)		16,513,356
○小学校図書館教育推進事業		44,336,261
・蔵書数 222,545冊		18,450,681
・学校図書館司書 各校1名配置		19,813,952
・学校図書館スーパーバイザー配置		1,712,000
・学校図書館システム利用料		1,225,800
○小学校大規模改修事業		26,688,960
※現年度分		
・土地区画整理事業に伴う改修工事(渋谷小)		3,416,040
・正門周辺改良工事(深見小)		2,759,400
・プール塗装改修工事(北大和小)		8,697,240
・プレハブ校舎改修工事(北大和小)		11,816,280
○小学校防音設備整備事業		750,350,512
・復旧防音及び大規模改修工事設計業務委託(渋谷小)		15,012,000
・仮設校舎賃借料(桜丘小)		133,540,000
・併行防音工事(文ヶ岡小)		29,559,600
・(継続費)復旧防音及び大規模改修工事 監理業務委託(桜丘小)		7,925,240
・(継続費)復旧防音及び大規模改修工事 (桜丘小)		534,228,376
○文ヶ岡小学校増築事業		239,455,918
・増築工事		227,724,480
・増築工事監理業務委託		7,344,000

款 項 目	平成28年度 大和市決算書 掲載ページ	平成28年度	対前年度比較	
			決算額増減	増減率
3 中学校費	184~187	739,256,021	1,722,501	0.2
1 学校管理費	184	300,717,131	31,135,168	11.5
2 教育振興費	184	264,019,812	△14,414,493	△5.2
3 学校建設費	186	174,519,078	△14,998,174	△7.9
主な事業	1 学校管理費	○中学校施設維持管理事業		218,967,006
		・中学校光熱水費、燃料費		82,827,130
		・施設修繕費		63,184,805
		・施設管理、業務等委託料		61,314,646
		○中学校管理事務(学校配当)		9,000,776
		・消耗品費		6,336,565
		・物品修繕費等(簡易な施設修繕含む)		1,025,522
		○生徒健康管理事業		18,859,056
		・学校医等報酬		11,291,140
		・尿検査等委託料		6,431,752
2 教育振興費	○生徒教育活動事業(学校配当)		38,387,039	
	・消耗品費		36,445,554	
	・コピー使用料		896,643	
	○中学校学用品等就学援助事業		151,293,240	
	・受給者数 1,478人(27.03%)			
	○中学校部活動等支援事業		17,728,785	
	・部活動補助金		9,000,000	
	・部活動地域教育力指導者謝礼		5,425,000	
	○中学校教材等整備事業		8,618,981	
	・理科教材、クラリネット等備品購入		6,956,464	
3 学校建設費	○中学校図書館教育推進事業		29,605,491	
	・蔵書数 126,208冊		17,018,790	
	・学校図書館司書 各校1名配置		9,466,492	
	・学校図書館スーパーバイザー配置		856,000	
	・新聞、新聞掛(補正分)		1,676,004	
	○中学校大規模改修事業		107,433,000	
	※現年度分			
	・給水設備改修工事(下福田中)		19,734,840	
	・トイレ改修工事(下福田中)		68,927,760	
	・非構造部材耐震改修工事(渋谷中)		11,610,000	
○中学校防音設備整備事業		67,086,078		
※現年度分				
・復旧温度保持除湿工事(南林間中)		54,116,000		
・復旧温度保持除湿工事設計業務委託(下福田中)		5,940,000		

平成27年度	対前年度比較	
	決算額増減	増減率
737,533,520	△1,029,057,197	△58.3
269,581,963	△14,446,773	△5.1
278,434,305	△10,600,099	△3.7
189,517,252	△1,004,010,325	△84.1
○中学校施設維持管理事業		195,414,242
・中学校光熱水費、燃料費		87,791,420
・施設修繕費		40,088,540
・施設管理、業務等委託料		56,623,774
○中学校管理事務(学校配当)		9,096,458
・消耗品費		6,271,592
・物品修繕費等(簡易な施設修繕含む)		1,601,030
○生徒健康管理事業		18,360,335
・学校医等報酬		11,308,640
・尿検査等委託料		6,189,468
○生徒教育活動事業(学校配当)		38,423,673
・消耗品費		36,187,300
・コピー使用料(委託料含む)		1,148,923
○中学校学用品等就学援助事業		158,386,811
・受給者数 1,529人(27.71%)		
○中学校部活動等支援事業		16,788,149
・部活動補助金		9,000,000
・関東全国大会派遣費負担金		1,069,649
○中学校教材等整備事業		14,803,867
・理科教材、サクソフォン等備品購入		6,466,208
・学校創造校長裁量費		7,638,394
・(需用費・工事請負費・備品購入費計)		
○中学校図書館教育推進事業		31,967,437
・蔵書数 129,039冊		20,350,476
・学校図書館司書 各校1名配置		9,160,604
・学校図書館スーパーバイザー配置		856,000
・学校図書館システム利用料		631,800
○中学校大規模改修事業		128,232,720
※現年度分		
・非構造部材耐震改修工事設計業務委託 (下福田、光丘、つきみ野中)		3,985,200
・非構造部材耐震改修工事 (下福田、光丘、つきみ野中)		58,056,480
・給水設備改修工事(鶴間中)		24,276,240
※繰越明許分		
・非構造部材耐震改修工事(大和、渋谷中)		41,914,800
○中学校防音設備整備事業		61,284,532
※現年度分		
・復旧温度保持除湿工事設計業務委託 (南林間中)		5,400,000
※事故繰越分		
・(継続費)復旧防音及び大規模改修工事 に伴う校庭整備(つきみ野中)		55,866,240

款 項 目	平成28年度 大和市決算書 掲載ページ	平成28年度	対前年度比較	
			決算額増減	増減率
4 社会教育費	186~193	2,024,695,918	△1,912,999,497	△48.6
1 社会教育総務費	186	328,756,745	△31,791,086	△8.8
2 青少年育成費	186	86,896,005	△4,633,057	△5.1
3 公民館費	188	612,388,338	△329,051,505	△35.0
4 図書館費	190	961,616,917	△1,529,214,074	△61.4
5 文化財保護費	190	35,037,913	△18,309,775	△34.3
主な事業	2 青少年育成費	○青少年センター施設維持管理事務	12,429,368	
		・光熱水費	3,404,851	
		・施設管理・保守等委託料	6,235,779	
		○放課後子ども教室管理運営事業	41,862,497	
		・賃金	39,161,734	
	・消耗品	1,117,945		
	○こども体験事業	1,396,648		
	・宿泊研修（陸前高田市）を含む体験事業			
	3 公民館費	○学習センター施設維持管理事務	174,237,712	
		・学習センター光熱水費	18,334,771	
		・施設管理等委託料	136,052,381	
		○新生涯学習センター施設整備事業	197,125,000	
		・保留床取得費	197,125,000	
	○生涯学習センター管理運営事業	145,873,319		
	・指定管理料	54,900,000		
	4 図書館費	○図書資料貸出事業	186,084,420	
		・図書購入費（新館用図書費含む）	26,489,212	
		・窓口業務委託（債務負担含む）	44,837,232	
		・図書館システムサービス利用料（債務負担）	41,189,580	
・図書館システム更新業務委託		59,815,800		
○図書館施設維持管理事務		30,964,226		
・施設経常修繕費		153,360		
・産業廃棄物処理委託		6,115,500		
・総合管理（債務負担、長期継続契約含む）		8,245,800		
・空調設備点検委託		4,487,400		
○新図書館施設整備事業		509,578,000		
・保留床取得費		509,578,000		
○図書館管理運営事業		234,194,714		
・新図書館開館準備業務委託		43,516,440		
・新図書館移転関連運搬業務委託	6,447,600			
・新図書館初度調弁	53,889,447			
・図書館指定管理料（債務負担）	125,000,000			
5 文化財保護費	○郷土民家園管理運営事業	9,962,681		
	・郷土民家園指定管理委託料	8,527,000		
	・施設修繕費	1,383,480		
	○下鶴間ふるさと館維持管理運営事業	3,866,048		
・非常勤職員賃金	2,218,265			

平成27年度	対前年度比較	
	決算額増減	増減率
3,937,695,415	666,511,304	20.4
360,547,831	△3,636,323	△1.0
91,529,062	1,557,868	1.7
941,439,843	△10,847,580	△1.1
2,490,830,991	661,498,597	36.2
53,347,688	17,938,742	50.7
○青少年センター施設維持管理事務		17,266,952
・光熱水費		3,414,495
・施設管理・保守等委託料		6,206,133
○放課後子ども教室管理運営事業		43,816,185
・賃金		38,698,810
・消耗品		1,127,363
○こども体験事業		1,295,522
・宿泊研修（陸前高田市）を含む体験事業		
○学習センター施設維持管理事務		164,138,371
・学習センター光熱水費		23,385,610
・施設管理等委託料		119,947,856
○新生涯学習センター施設整備事業		748,765,000
・保留床取得費		746,765,000
○図書資料貸出事業		152,650,494
・図書購入費（新館用図書費含む）		51,559,744
・窓口業務委託（債務負担含む）		71,003,328
・図書館システムサービス利用料（債務負担）		11,430,720
○図書館施設維持管理事務		36,116,252
・施設経常修繕費		882,684
・既設キュービクル改修工事		351,000
・総合管理（債務負担、長期継続契約含む）		12,247,200
・空調設備点検委託		3,672,000
○新図書館施設整備事業		2,253,765,000
・保留床取得費		2,253,765,000
○図書館管理運営事業		42,404,256
・ICタグ貼付及びエンコード業務委託		37,781,856
・新図書館配架計画作成業務委託		3,132,000
・新図書館初度調弁		1,490,400
○郷土民家園管理運営事業		27,514,539
・郷土民家園指定管理委託料		8,226,000
・旧北島家屋根吹替工事（繰越明許）		18,360,000
○下鶴間ふるさと館維持管理運営事業		3,286,601
・非常勤職員賃金		2,070,614

款 項 目	平成28年度 大和市決算書 掲載ページ	平成28年度	対前年度比較	
			決算額増減	増減率
5 保健体育費	192～195	1,874,116,533	148,919,813	8.6
1 保健体育総務費	192	353,723,516	△9,825,519	△2.7
2 体育施設費	192	475,429,960	109,463,200	29.9
3 学校給食管理費	192	1,044,963,057	49,282,132	4.9
主な事業	1 保健体育総務費	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設スポーツ開放事業 30,748,464 <ul style="list-style-type: none"> ・学校開放事業管理運営業務委託 5,576,280 ・学校プール開放管理業務委託 19,386,000 ○スポーツセンター施設管理運営事業 173,556,056 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設指定管理委託料 167,591,000 ○地域スポーツ推進事業 10,029,000 <ul style="list-style-type: none"> ・「夢の教室」開催事業委託料 8,298,000 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">※市長権限へ移管</div>		
	2 体育施設費	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツセンター施設大規模改修事業 54,837,000 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">※市長権限へ移管</div>		
	3 学校給食管理費	<ul style="list-style-type: none"> ○共同調理場・単独調理校・受入校運営事業 686,390,465 ※H28. 5. 1現在 <ul style="list-style-type: none"> ・北部調理場（5校・4,054食）、中部調理場（7校・4,383食）、南部調理場（8校・3,994食）、単独調理校（8校・6,180食） ・燃料費、光熱水費 82,517,083 ○共同調理場・単独調理校・受入校維持管理事務 92,358,173 <ul style="list-style-type: none"> ・施設修繕費 43,520,782 ○学校給食施設大規模改修事業 65,147,678 <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター改修工事（下福田中） 12,657,600 ・北部調理場受変電設備改修工事 23,814,000 ・北部調理場受水槽改修工事 16,250,760 ・エレベーター改修工事 12,420,000 （柳橋小・南林間小・福田小・下福田小・引地台中） ○学校給食設備整備事業 48,627,999 <ul style="list-style-type: none"> ・共同調理場・単独調理校・受入校の備品整備等 ○学校給食費助成事業 9,240,277 <ul style="list-style-type: none"> ・第3子以降の給食費補助（補助金交付決定件数 204件） 		

※市長権限への移管

「大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の改正に伴い、平成25年度から事務を

平成27年度	対前年度比較	
	決算額増減	増減率
1,725,196,720	156,389,979	10.0
363,549,035	△35,530,623	△8.9
365,966,760	292,310,800	396.9
995,680,925	△100,390,198	△9.2
○学校施設スポーツ開放事業		33,057,028
・学校開放事業管理運営業務委託		5,517,800
・学校プール開放管理業務委託		19,529,694
○スポーツセンター施設管理運営事業		180,185,722
・スポーツ施設指定管理委託料		160,598,000
○地域スポーツ推進事業		11,906,294
・「夢の教室」開催事業委託料		8,584,800
※市長権限へ移管		
○スポーツセンター施設大規模改修事業		347,393,960
○深見歴史の森スポーツ広場大規模改修事業(事故繰越)		18,572,800
※市長権限へ移管		
○共同調理場・単独調理校・受入校運営事業		642,745,886
※H27.5.1現在		
・北部調理場(5校・3,991食)、中部調理場(7校・4,372食)、南部調理場(8校・4,095食)、単独調理校(8校・6,231食)		
・燃料費、光熱水費		88,879,141
○共同調理場・単独調理校・受入校維持管理事務		83,571,058
・施設修繕費		29,303,972
○学校給食施設大規模改修事業		48,636,342
・エレベーター改修工事(中央林間小)		13,824,000
・中部調理場高架水槽交換工事		6,822,360
・(継続費)桜丘小学校給食施設大規模改修工事		22,763,404
○学校給食設備整備事業		50,016,775
・共同調理場・単独調理校・受入校の備品整備等		
○学校給食費助成事業		9,234,356
・第3子以降の給食費補助(補助金交付決定件数 198件)		

※市長権限へ移管しています。

議案第 42 号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、審議願いたく提案する。

平成 29 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫